

【新潟駅・万代地区周辺エリアプラットフォーム（規約）新旧対照表 R6. 3. 28 改正】

新	旧
<p>(名称) 第1条 (略)</p>	<p>(名称) 第1条 本会は、新潟駅・万代地区周辺エリアプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。</p>
<p>(目的) 第2条 (略)</p>	<p>(目的) 第2条 プラットフォームは、新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）を具現化するため、エリア関係者で情報と課題を共有するとともに、公民連携によるまちづくりを推進し、新潟駅・万代地区周辺エリアの新たな魅力と価値を創出することを目的とする。</p>
<p>(活動) 第3条 (略)</p>	<p>(活動) 第3条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行う。 (1) 新潟駅・万代地区周辺のまちづくりに関する情報共有及び意見交換 (2) 将来ビジョンの具現化の推進に関する活動 (3) その他、目的を達成するために必要な活動</p>
<p>(組織) 第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号</u>のほか、<u>事務局が認める</u>オブザーバー、アドバイザー</p>	<p>(組織) 第4条 プラットフォームは、第2条及び第3条に賛同する以下の会員により構成する。 (1) 新潟駅・万代地区周辺のまちづくりに関わる民間事業者及び地域団体、自治体等 (2) <u>上記会員</u>のほか、オブザーバー、アドバイザー</p>
<p>(事務局) 第5条 (略)</p>	<p>(事務局) 第5条 プラットフォームの事務局は、新潟市に置く。 2 事務局は、プラットフォーム全体の運営に必要な連絡・調整等を行う。</p>
<p>(会議等) 第6条 (略)</p>	<p>(会議等) 第6条 プラットフォームは、必要に応じて招集し開催する。 2 プラットフォームは、活動のため必要があると認めるとき、会員以外の者に対し、会議への出席</p>

(ワーキンググループ)

第7条 (略)

(経費等)

第8条 (略)

(秘密保持義務)

第9条 会員は、秘密保持に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) プラットフォームにおいて知り得た活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩しないこと (ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。)

(2) 退会後においても、前号の情報や秘密を第三者に開示又は漏洩しないこと

(禁止行為)

第10条 会員は、プラットフォームの運営にあたっては、次の行為を行ってはならない。

(1) 会員の資格を他人へ転売、貸与又は譲渡する行為

(2) プラットフォーム、他の会員若しくは第三者の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為

(3) プラットフォーム、他の会員若しくは第三者を誹謗中傷する行為又はプラットフォームの運営を妨げる行為

(4) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他の会員若しくは第三

を求めて説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第3条の活動のうち、具体的な事業を円滑に検討、実施するため、事務局が必要であると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは必要に応じて、プラットフォームに報告を行う。

3 その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(経費等)

第8条 会議等に要する費用及び参加報酬等は、特に事務局からの提示がない限り、会員の自己負担とする。

(秘密保持義務)

第9条 会員は、秘密保持に関する次の各号を遵守する。

2 プラットフォームにおいて知り得た活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 退会後においても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(禁止行為)

第10条 会員は、プラットフォームの運営にあたっては、次の行為を行ってはならない。

(1) 会員の資格を他人へ転売、貸与又は譲渡する行為

(2) プラットフォーム、他の会員若しくは第三者の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為

(3) 本会、他の会員若しくは第三者を誹謗中傷する行為又は本会の運営を妨げる行為

(4) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他の会員若しくは第三

<p>者に対して提供する行為</p> <p>(5) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為</p> <p>(6) 事務局の承諾なくプラットフォームの情報若しくはプラットフォームが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為</p> <p>(7) その他、法令等に違反する行為又はその恐れのある行為</p> <p>(入会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(個人情報の変更や退会)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>者に対して提供する行為</p> <p>(5) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為</p> <p>(6) 事務局の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為</p> <p>(7) その他、法令等に違反する行為又はその恐れのある行為</p> <p>(入会)</p> <p>第11条 プラットフォームに会員として入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、別途定める方法により入会申込書を事務局に提出して入会の手続きを行うこととする。</p> <p>2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意したものとする。</p> <p>(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「会員の個人情報」という。）を名簿に登録すること</p> <p>(2) プラットフォームの運営上必要な場合に限り、管理者が会員情報を利用すること</p> <p>3 次の各号に掲げるいずれかの項目に該当すると判断した場合、入会申込みを受付けないことがある。</p> <p>(1) プラットフォームの目的及び趣旨に賛同していないとき</p> <p>(2) 過去に、第13条第2項に定める会員資格の喪失に関する処分を受けたことがあるとき</p> <p>(3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記又は記入洩れがあるとき</p> <p>(4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者であるとき</p> <p>(5) その他、プラットフォームへの入会が不適切であるとき</p> <p>(個人情報の変更や退会)</p> <p>第12条 会員は、会員の個人情報その他入会申込</p>
---	--

(会員資格の喪失)

第13条 (略)

(個人情報)

第14条 (略)

(その他)

第15条 (略)

書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局に対して速やかに変更の届出又は退会の手続を行うこととする。

- 2 プラットフォームを退会しようとする会員は、書面により事務局にその旨を届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失することとする。

- 2 会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本規約に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき

(2) 第10条の各号に掲げる行為を行ったとき

(3) 会員が解散又は営業を停止したとき

(4) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき

(5) 入会申込書に虚偽の記載があったと判明したとき

(6) 前5号に掲げるもののほか、プラットフォームの運営に支障をきたすなど、事務局が会員として不適當であると判断したとき

(個人情報)

第14条 事務局は、プラットフォームの運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に開示、提供はしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、プラットフォーム

	ムで別に定める。
--	----------